当法人に関わる全ての皆さまへのお願い

敷地内の車両通行について

　日頃より、当法人の運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
敷地内の車両通行について、安全確保のため、以下の点についてご協力をお願いいたします。

1. 北側からの車両の進入・退出について
通所リハビリテーション北側から進入・退出する車両が見受けられます。
北側は、通所リハビリテーション利用者様の送迎車両の乗降や、介護事業所側の公用車両の通行があるため、車両同士の接触事故や利用者様との事故につながる危険性があります。
つきましては、**緊急車両および霊柩車を除き、北側からの車両の進入・退出はご遠慮ください。**

2. 敷地内での徐行運転について
敷地内では、患者さまや利用者さまの乗降、歩行者の通行があります。
思わぬ事故を防止するため、敷地内では十分に速度を落とし、周囲の安全を確認しながら徐行運転をお願いいたします。また、敷地内から道路や歩道へ出る際には、歩行者や自転車等の通行に十分注意し、必ず一旦停止して安全を確認してから進行してください。

3. 法人前の歩道の通行について
当法人前の歩道を車両で走行する事例が見受けられます。
歩道は歩行者の安全を確保するための通行空間です。歩行者との接触事故を防ぐため、**歩道への車両の進入・走行はお控えください。**



　皆さま一人ひとりの安全への配慮が、患者さま・利用者さま・ご家族・職員の安心につながります。
事故防止と安全な環境づくりのため、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

医療法人至誠会